

視覚障がいについての基本的な知識

(1) 「視覚障がい」って、どんなことだろう

視力や視野に障がいがあり、生活に支障をきたしている状態のことを視覚障がいといいます。メガネをかけても一定以上の視力が出なかったり、視野が狭くなり人や物にぶつかるなどの状態です。

視力や視野などの視機能低下によって、医学的手段を尽くしても読み書きや移動等の生活機能に困難を継続的に伴う状態のことで、視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障がいが高度的の場合とされています。

視覚障がいは、教育、医学、福祉などの立場によって定義が異なりますが、視覚的な情報が得られない「盲」と、眼鏡やコンタクトをしても、視覚的な情報が十分には得られない「弱視」に大きく分けられます。

「盲」には、全く視力がなく明暗も分からない「全盲」のほかに、光や明暗がわかる光覚弁、目の前の手の動きがわかる手動弁、目の前の指の本数が数えられる指数弁なども含まれます。

「弱視」には大きく分けて「医学的弱視」と「社会的・教育的弱視」の2つの意味があります。

「医学的弱視」とは、視覚の発達期（生後1か月頃から概ね8歳頃まで）に、網膜にはっきりした像が映らず視覚刺激を適切に受け取ることができなかったために、視力の発達が止まってしまったり遅れたりする状態です。

これに対して、「社会的・教育的弱視」は、あらゆる種類の目の病気によって生じた回復困難な視覚障がいで、視力が0.3以上はでなかったり、極端に視野が狭かったりして社会生活上、教育上困難を生じている状態です。社会的・教育的弱視をしばしばロービジョンと呼びます。

(2) さまざまな見えにくさがあり、一人一人異なります

○白濁

目がかすむ、ぼやける、光がまぶしい。

○羞明（しゅうめい）

まぶしさが強くて見えにくく、目に痛みや不快感を感じる。

○視野狭窄（しやきょうさく）

視野の周辺部が全体的に、または不規則な形で狭くなっている。

○中心暗点（ちゅうしんあんてん）

視野の真ん中が黒くなって見えない、視力が出ず色も分かりにくい。

その他の症状としては

○夜盲（やもう）：暗い所で物が見えない、暗順応が極端に悪い。

○眼振（がんしん）：意志と無関係に眼球が規則的、持続的に揺れ動く往復運動。

（３）視覚障がいのある児童生徒の教育の場

①特別支援学校（視覚障がい）

特別支援学校（視覚障がい）の対象となる児童生徒の障がいの程度は、学校教育法施行令第２２条の３に次のように掲げられています。

視覚障害者：両眼の視力がおおむね０．３未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

②弱視特別支援学級

学校教育法第８１条第２項の規定に基づき特別支援学級を置くことができます。対象となる障がいの程度が「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」（平成２５年１０月文部科学省初等中等教育局長通知）とされており、特別支援学校（視覚障害）と比較して軽度な児童生徒を対象として特別に編制された学級です。

※鳥取県にも小学校に５校、中学校に３校の設置があります。（令和３年度）

③通級による指導（弱視）

通級による指導（弱視）の対象者は、「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」（平成２５年１０月文部科学省初等中等教育局長通知）とされており、当該の児童生徒は各教科等の大半の指導を通常の学級で受けています。

※鳥取県には「通級による指導（弱視）」の学級設置はありません。（令和３年度）

（４）障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざしています。

○「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

○「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。